

非暴力平和隊・日本(NPJ) ニュースレター

第55号

2015年6月10日発行

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-21-7 静和ビル 1階 A 室

Tel: 080-6747-4157 E-mail: npj@peace.biglobe.ne.jp

Fax: 03-3255-5910 Website: <http://np-japan.org/>

Nonviolent Peaceforce Japan Newsletter

・【巻頭言】 安全保障関連法案に反対する	共同代表 君島東彦	2
・ NP アライアンスの現状について	理事 大橋祐治	4
・ メル・ダンカン アメリカ議会証言	事務局	6
・ 原発をめぐる問題について	理事 前田恵子	8
・ 新刊紹介「デモクラシー・プロジェクト・・・	一橋大学大学院	
オキュパイ運動・直接民主主義・集合的想像力」	原民樹	10
・ 変貌する安全保障環境の中で生きる		
「専守防衛」と自衛隊の役割	理事・事務局長 安藤 博	12
・ 辺野古浜の彼方へ	会員 岡安茂祐	16
・ 伊江島での新基地建設		
進む沖縄の基地強化	理事 大畑 豊	20
・ 沖縄の叫び、「ないがしろにするな！」	理事・事務局長 安藤 博	22
・ 2014 年度決算報告	理事 大橋祐治	25
・ 2015 年度の活動計画	理事・事務局長 安藤博	26
・ 2015 年度の予算	理事 大橋祐治	27
・ NPJ の 3 月理事会・総会	理事 大畑 豊	30

南スーダンで村の長老と話すメル・ダンカン



Donate:
Help People In Need

【巻頭言】

安保法案が提起する根本問題

——我々の平和・安全保障はどこにあるのか——

共同代表 君島東彦

安保法案とは何か

5月15日、国会——まず衆議院——に、政府から安全保障関連法案——政府は「平和安全法制整備法案」と呼び、反対派は「戦争法案」と呼ぶ——が提出され、現在、衆議院の平和安全法制特別委員会で審議されている。形式的に言えば、これは、昨年7月1日の閣議決定を受けて、安全保障に関する10本の法律を一挙に改正する法律案（一括改正法）と新たに提案されている国際平和支援法案の2つの法律案である。昨年7月1日の閣議決定は、集団的自衛権に関する憲法解釈の変更を含めて、それまでの安全保障法制を根本的に変更して、自衛隊の活動を質的・量的に大幅に拡大するものであり、それを法律に反映させるのが今回の法案である。

憲法論として言えば、昨年7月1日の閣議決定、そして現在提案されている法案は相当に無理があり、6月4日に衆議院憲法審査会に参考人としてよばれた3人の憲法学者が述べたように違憲といわざるをえないであろう。しかし、内閣から提出された法案として、内閣法制局による合憲性のチェックを通過しており、内閣法制局は合憲と判断しているであろう。

9条に違反するかどうかの判断

日本国憲法81条によれば、法律等が憲法に違反しないかどうかを判断する最終的な権限は最高裁にある。しかし、日米安保条約の合憲性、あるいは自衛隊の合憲性等、国家安全保障に関わる問題については、最高裁は一貫して憲法判断を回

避してきた。最高裁は自衛隊を合憲と判断したことも違憲と判断したこともない（自衛隊の存在あるいは活動を9条違反と判断した地方裁判所あるいは高等裁判所はある）。このような状況において、自衛隊に関する憲法解釈——自衛隊の存在と活動を9条で枠づけること——は、これまで内閣法制局が行ってきた。

内閣法制局による9条と自衛隊をめぐる憲法解釈はある意味では骨太であり、一貫している。日本が武力攻撃を受けたときに、国民の生命、自由、幸福追求の権利を守るためのやむをえない必要最小限度の自衛の措置をとること——そのような措置をとるための組織の保持——は9条の文言の下でも許容されるということである。この解釈は確立しているといえるであろう。新しい解釈、法案は、他国への武力攻撃が日本に波及して日本の存立を脅かし、日本国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底からくつがえされる明白な危険があるときに、他国への武力攻撃に対して日本が自衛の措置をとりうるというものである。9条の文言を変えないで、そもそも憲法条文上の根拠を持たない自衛隊の活動をここまで拡大するのはかなり無理がある。憲法改正のプロセスを経ずにここまでやるとすると、それは立憲主義に反するであろう。

解釈改憲を示唆したワシントンのジャパン・ハンドラー

4月末から5月上旬にかけて米国を訪問した安倍首相は、米国議会での演説において、安保法案を夏までに成立させると約束した。これは意識的かつ無意識的に安保法案の出自と利害関係者を示している。今回の安保法案が可能にすること——自衛隊の活動範囲の拡大——は、2000年以来、米国の対日政策専門家（ジャパン・ハンドラー）と日本外務省——「日米安保村」——が望んできたことで

ある。2000年、2007年、2012年と3回にわたって日米同盟に関するアーミテージ報告書が発表されているが、これらの報告書は一貫して日本の集団的自衛権行使容認を要求してきた。そして2012年の報告書では「明文改憲は求めない。解釈改憲がよい」と述べている。

日米同盟のリバランス

安保法案が国会に提出される2週間前、4月27日に「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」が発表されている。米軍と自衛隊の役割分担を定めたガイドラインは、1978年に初めて作成され、1997年に改定され、今回さらに改定された。1997年ガイドラインを受けて1999年に周辺事態法が制定されたように、今回のガイドライン改定を受けて、安保法案が作成されている。

安保法案がめざす自衛隊の活動範囲の拡大の1つは集団的自衛権の行使であるが、もう1つは、米軍等他国の軍隊の後方支援における自衛隊の活動範囲の拡大である。これまでは非戦闘地域に限られていた自衛隊の活動範囲が、「現に戦闘の行われている現場」以外の地域に拡大される。

今回の安保法案はひとことでいえば、日米同盟のリバランスということである。戦後世界秩序はパックス・アメリカナ（米国が覇権国として世界を仕切った）であるが、現在、米国の覇権の衰退と中国の台頭は顕著である。安保法案は、衰退する米国の覇権を補完すべく、日米同盟において自衛隊の役割を拡大することである。これはもちろん米国の歓迎するところであり、また、日米同盟をより対等なものにしたい日本外務省の望んでいる方向である。「戦場で血を流さない国家は、国際社会の尊敬を勝ち得ないし、発言力も持ち得ない」と考えている保守政治家・外務官僚は少なくない。自

衛隊はリスクを引き受けなければならないのである。

日本国憲法9条を活かす世界秩序の構築へ

しかし、良識派の防衛官僚の考えは少し違うであろう。良識派の防衛官僚・自衛隊幹部は、「憲法9条に制約された自衛隊」「武力行使できない実力組織」のジレンマを肯定的に受けとめていたふしがある。憲法9条と自衛隊の矛盾は、いまの世界秩序の矛盾あるいは過渡期的性格——武力行使によって問題は解決できないが、それに代わる方法がまだ未発達である——を体現するものにほかならないであろう。

問題はこの矛盾をどのような方向で克服しようとするかである。人類史的視点に立つならば、憲法9条と自衛隊の矛盾は、自衛隊の軍隊化の方向——安保法案の方向——ではなくて、憲法9条の方向へ克服の努力がなされ続けるべきである。それは第1に、「戦えない軍隊」としての自衛隊は「進化したかたちの実力組織」であるから、自衛隊を普通の軍隊に近づけないこと、第2に、あらゆる側面において、ミリタリーの役割を縮減し、文民・市民の役割を拡大していくことである。「防衛」についていえば、日米同盟を強化して中国・北朝鮮に対峙するのではなく、東アジアの市民社会のネットワークをつくり出して、それが東アジア諸政府の戦争準備・戦争衝動を抑え込んでいくという方向性の追求である。また、「国際平和協力」についていえば、非暴力平和隊のように、文民・市民による平和維持活動の可能性を拡大していく方向性の追求である。我々がそのような方向をめざしていくところにこそ、我々の安全保障があるとわたしは確信している。いま国会に提出されている安保法案は撤回されるべきである。

NP アライアンスの現状について 大橋祐治

(1) はじめに

2014年の年初の第2回 NP 総会(ウェブ総会)において NP の統治機構が改革されました。発足後 10 年を経過し、規模が大きくなり活動も多様化した NP の更なる発展に備えるものであり、NP の意思決定と運営(執行)を、それまでのメンバー団体の総意によるのではなく、プロフェッショナルなメンバーに委ね、メンバー団体は NP アライアンスとして別に組織化して NP 本体を支援する形態を整えることになったものです。統治機構改革については、改革の全体構想についてはニュースレター48,49号を、NP アライアンスについては同 50号「NP 第2回総会報告」、同 51号「NP ガバナンスの改革について」の関連箇所を参照いただきたい。

(2) NP アライアンス発足

5月18日、NPIの副会長(Secretary: 総務担当)の Outi Oarajarvi (ドイツ MO: Federation for Social Defence 所属) からメールがありました。8 団体が正式に加盟を申し込んだとのこと。28日のメールで 11 団体になったとの連絡がありました。次第に増えていくと思えますし、個人会員への対応を整えれば、今後個人会員の入会が期待できます。11 団体の名前を下記いたしますが、大半がいずれも欧米の大きな NGO であり、それぞれが独自に諸外国で UCP(非武装市民平和活動)を展開しています。言い換えれば、

これまでグローバルに 70 程度あった MO の中で、実質的に活動の中核を担っていたところがまずアライアンスに参加したと言えるでしょう。

参加メンバー;

- ①US NP Chapter Association
- ②NP Japan
- ③Federation for Social Defence (ドイツ)
- ④M.A.N. (France)
- ⑤Eirene Netherlands
- ⑥NOVACT (Spain/Catalania)
- ⑦IFOR (International Fellowship of Reconciliation)
- ⑧ForumZFD (Germany)
- ⑨Permanent Peace Movement(レバノン)
- ⑩CSDC, Italy
- ⑪Peaceworkers, USA

注記: ①役員会会長 Adele Lenning 所属、③副会長 Outi Oarajarvi 所属、Christine Schweizer も、⑥前代表 Simonetta Costanza 所属、⑩役員 Alessandro Rossi 所属、⑪NP 共同創設者 David Hartsough 所属

(3) NP アライアンスの当面の課題

NP アライアンスの NPI 窓口は、責任者として副会長 Outi Oarajarvi、また実務担当も決定済みで、アライアンス側の体制の構築が緊急課題となっています。幾つかの MO からボランティアを募り事務局 (Secretariat) を設置し、実務はパートタイマーを雇うという案で、28日には副会長 Outi から、NPJ にも人選の打診がありました。欧米中心ではなくグローバルにバランスを取る NPI の基本方針によるものです。NPI ブラッセル事務所

にアライアンスの口座開設を依頼する予定です。

(4) 事務局 (Secretariat) の責務

事務局の主たる責務は次の通りです：

- ① NP アライアンスのウェブサイト定期的にチェックして問い合わせに対応
- ② 団体、個人の会員の勧誘
- ③ 特にグローバルサウスからの MO の勧誘
- ④ NPI 役員選考委員会メンバー参加
(委員会の半数までアライアンスから選出できる)
- ⑤ アライアンスのウェブサイトの管理
- ⑥ アライアンス・メンバーの電話カンファレンス招集とそのための準備
(9～10月に開催予定)

(5) NPJ としての対応

NP アライアンスの当面の課題と NPJ への Outi からの要請に対して、6月20日の NPJ 理事会で対応を検討する予定です。しかし事務局の活動内容を見ると、ヨーロッパの MO 中心に進めるのが現実的であり、NPJ (或いはまだ登録していませんがピースポート) から参加するとしても参加は限定的にならざるを得ないと思います。事務局の費用の一部を負担し、電話カンファレンスに参加すべきかと思えます。尚、2015 年度予算として、NP フィールド支援 60,000 円 (会費の 10%)、NP ポストコンフリクト地域支援として 60,000 円を予算化しています。事務局の費用の一部の負担としては、この予算からの活用が考えられます。

(6) NP アライアンス・メンバーとしての NPJ の今年度の活動について

昨年初めの NP の統治機構改革によって MO は NP アライアンスとして NPI を支援することになったが、NP アライアンスの組織化・体制構築が遅れたために NPI と MO のコミュニケーションは疎遠になった。そのため NPI のフィールド活動や運営の実態などの情報がビッドに入手できず NPJ として NPI への支援の方向性を見だせない状況におかれた。他方、日本では安全保障関連法案、原発問題、沖縄基地問題など非暴力平和推進に横たわる対処すべき重要課題が山積し、NPJ のメンバーもこれら重要課題の活動にそれぞれの場で真剣に取り組んできた。これらの活動は今後も目的達成まで継続されるのは当然であるが、NP アライアンスが具体的に動き始めた今日、改めて NPJ の原点である「NP の日本グループとして…非暴力の思想及び運動を普及し…NP の活動状況を宣伝し、もって人権の擁護及び平和の推進に寄与」する目的のための活動を具体的に推進する必要があると考えます。メル・ダンカンの議会証言 (6 頁参照) で述べられているごとく、UCP (非武装市民平和活動) の重要性はますます高まっています。NPI と UCP の活動への理解を広めるきっかけとすべく、メル・ダンカンを来年 1 月に招聘する計画を予算化しました。詳細は 6 月 20 日の理事会で検討されますが、招聘に向けて各地でプレ・ミーティングなどが開催できればと願っています。

非武装市民平和活動の承認を求む

アメリカ議会における議会証言

2015年3月15日

メル・ダンカン

(非暴力平和隊 共同創設者)

我が国が更なる永続的な戦争状態への段階に進むかどうかの検討の中で私の考えと経験を共有する場を提供して下さったことに感謝します。

長期的なアプローチを話し合おうとしていること念頭においてください。短期的な解決策はありません。それ故に、私どもが提案する行動が紛争や長期間の戦争のための軍事化の強化に向かうものであるか、或いは、我々の行動が正義を伴った長期的平和へと導く平和的イニシアティブを支援するものであるかどうか、を判断して頂きたい。

私が皆さまに強く支援を求める一つのアプローチは非武装市民平和活動(UCP)であります。

過去12年間、私は非暴力平和隊を通して世界中の紛争地域に対して非武装市民平和活動家(UCP)を訓練し派遣する活動に従事してきました。非武装市民平和活動家(UCP)は当該地域の市民社会の招聘によってのみ派遣されます。彼らは市民を適切に保護し暴力を阻止するために非暴力的手法を用います。彼らは世界25カ国から参加しています。我々の現在の最大のプロジェクトは南スーダンで、150名の要因が11の拠点で活動しています。EUの支援を得て6月からシ

リアで市民保護活動プロジェクトを開始します。

非武装市民平和活動(UCP)は世界の様々な地域で10団体程度のNGOによって実践されている新しい活動です。この新しい活動は過去数十年に亘り実践され認知されたものですが、1990年以来50を超える市民社会団体が35の紛争地域でUCPを展開してきました。

UCPは紛争地域のコミュニティに草の根レベルでの関わり合いを持ちながら、様々な期間(一般的に数カ月から数年間)で活動します。UCPの主要な4つの手法は;(1)積極的な関与、(2)モニタリング、(3)関係構築、(4)能力開発です。それぞれの手法に幾つかの応用がありますが、それらは:保護的プレゼンス、保護的同行と割り込み;休戦監視、ルマー・コントロール、そして早期警報、早期対応;信頼構築、多層的対話と地域レベル調停;トレーニングと地域の平和インフラ支援であります。

国連の「平和活動調査ハイレベル委員会」は世界中の国連平和活動の調査を行っています。この調査においても同様に、市民が市民の直接保護に重要な役割を果たすことができ、且つ、果たしていることが明らかにされています。5月22日に発表が予定されているこの調査報告書をぜひご覧になってください。

皆さまに支援をお願いする第2点は、シリ

アにおける平和的転換のために活動しているシリア市民社会への支援です。今この時においてさえシリアにおいて勇敢なる男女が平和と和解のために活動していることをお伝えしたい。彼らは平和構築プロジェクトや局地的休戦のために活動しています。若い女性達によるあるグループは“平和大使”や“平和の橋”を立ち上げ、国内に6000人のネットワークを作っています。アレppoの平和構築プロジェクトでは、若者に焦点を当てて瓦礫の中から子供たちのための図書館作りのような建設的プログラムもあります。

シリア市民社会は、政府支持派、反政府派、中立の立場を問わず、政治的、宗教的そして地域的分裂を越えて支援されることを必要としています。彼ら（シリア市民社会）は、持続可能な将来のシリアの基盤を確実にするために必要不可欠な要素であります。尊敬される地域のリーダーシップを擁する強固な市民社会が存在するコミュニティでは、暴力的な過激派が根を下ろすことはより困難です。

米国は、米政府の資金援助による非暴力トレーニングに参加しようとする応募者の審査基準に関する現在の厳しい法規制や政策を変更する必要があります。市民社会の参加者間の橋渡しをし、強固にする必要がある今の時勢にあって、現在の手続きでは政治的、宗教的な壁を越えたグループを結集させることは困難です。

局地的な地域に根差したボトムアップの努力は暴力のレベルを緩和し、安全な避難場所を提供し、人道的援助へのアクセスを提供することが知られています。しかし、それだけでは切抜けて生きることはできません。この局地的な役割を強化、支援し、優先的な交渉プロセスにつなげる総合的なモデルが必要です。市民の保護と、暴力の中断と縮小のための国際的調停者やアドバイザーが提供されなければなりません。シリア人で構成された市民保護プロジェクト、女性平和維持チームや調停者達にはトレーニングと支援が必要です。

局地的な休戦は非暴力平和隊がミンダナオで実施したと同様な国際的監視員が必要で、Kafarzita や Hama での事例のように、化学兵器の査察の期間、その場所へのアクセスのために局地的休戦が促進されました。このように、国際社会は休戦のための能力と政治的意思を示しましたが、更に人道的な目的のためにも、同様に行うべきです。

以下のことを提案し支援することによって、あなたがたは際限のない「(テロリストに対する) 軍隊使用承認決議」(Authorizations of the Use of Military Force) を積極的に回避することができます。

- * 平和と和解のために活動しているシリアの市民社会を支援し
- * 局地的休戦、市民保護プログラム、暴力の抑止そして平和構築努力（特に女性達主導による）を提案し
- * これらの局地的努力を優先的外交努力に

危険度とコストは低い。日本政府はまだ使用済みの核燃料を再処理して、新たに燃料として使うという虚構の物語を継続しようとしている。もっとも再処理して燃料にしようという計画は世界各国で挫折・放棄されていて、日本でも実用できるとしているのはウランに混ぜてMOX燃料にするという苦肉の策のような路線だけである。日本では青森県大間町にこのフルMOX燃料のみを使用するという世界初の原子炉を持つ大間原発建設が計画されているが、危険であるとして対岸の函館市が建設差止訴訟を起こしているのが現状である。

使用済み核燃料自体が本来は放射性の産業廃棄物なのである。しかし（見直しをするはずだったが、現政権下では）全量再処理する建前なのでゴミの扱いではない。ここが大きな欺瞞である。もちろんいずれ処分しなければならない原子力施設がほぼ全てが放射性廃棄物となる。使い捨ての手袋、マスクに至るまでドラム管に詰めて管理して保存すべきやっかいなゴミである。日本では処分しきれないと見るや裾きりと言われるような汚染レベルを緩和する立法がなされてきた。あたかもやっかいなゴミは高レベル放射性廃棄物のみというように国民に刷り込ませていたが、東京電力福島第一原子力発電所の過酷事故はこのような欺瞞を白日の下に晒してしまった。爆発によって飛散した放射性物質、使用していた核分裂中の燃料を冷却するために出る汚染水、除染という作業で出る大量の土、草、樹木、コケに至るまで全てが汚染廃棄物と成り果てた。

さてMOX燃料による発電だが、危険だけではなく、経済の面からのみ見ても、その生成の過程でとんでもなくコストがかかるので割に合わない。

原子力発電の問題はまず会計のしくみがデタラメなことである。使用済み核燃料は全量再処理してMOX燃料にするとしているので、バランスシート上では「資産」になっている。もし原発から撤退することになると原子力発電施設も使用済み核燃料も資産価値はなくなり、それどころか非常に危険で管理を徹底しないとけない負債、ゴミに成り果てて経営は破綻する。日本には廃棄物処理法があるので排出した側が責任を負わなければならない。青森県の六ヶ所再処理工場に集積されている使用済み核燃料は「再処理して加工」することを前提に置かれているので、核のゴミ捨て場にはさせないと言ってきた青森県から引き取ることを要求される。この状況を怖れて未だ原子力政策を捨て去る決断ができないのが大きな要因であろう。一般に採算の合わない事業は市場原理からすれば撤退しかありえない。この決断ができない理由のひとつには核兵器への技術転用とそれを可能とする立場を保持したいという邪悪な思惑もあるのであるが、現実から目を背け、問題を先送りにしても現実には厳しい。

火山の噴火や地震発生から逃れられないのが日本という国土の宿命である。

まずは過酷事故が起こり、重大な公害問題が発生したのであるからアスベストによる被害者救済措置のような拠出金を企業に課してでも賠償とこれからの立て直しの方策

はより理解しやすくなる。それは、人種主義、性差別主義、同性愛嫌悪の下劣な囲いのなかから頻繁に姿を現す。だがその背後には、善をなす手段を奪われたことへの偽りのない憤りがある。(152-153 ページ)

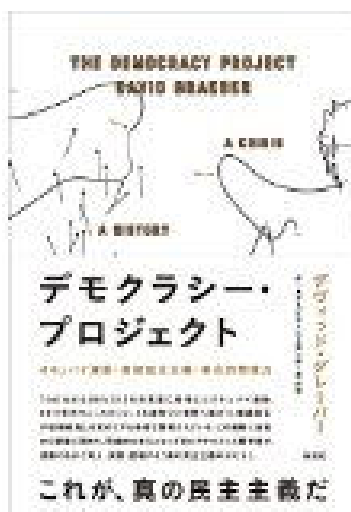
「大阪都構想」の住民投票で賛成票を投じた人々は、「二重行政」の解消によって個人的な経済的負担が軽くなることを期待したのではおそらくない。その判断の根拠にどれほど疑問の余地があろうと、彼／彼女らの多くは住民投票が提起した共同体のあり方をめぐる問題提起に対して、個人的な損得勘定を超えた次元で票を投じたに違いない。長らく左派はこうした次元で対抗運動を組織することに失敗してきた。たとえば、職場の外の問題に積極的に関わろうとせず、狭い範囲での労働者の利益の防衛に固執する労働組合の硬直性は、社会が抱える問題に向き合おうとする人々を失望させてきた。左派がポピュリズムを大衆迎合主義だと軽蔑しているあいだに、共同体の問題を考えようとする情念の領域は右派に占領されてしまったのである。

しかし、ここ数年の世界は状況を大きく変化させつつある。グレーバーが言うように、人々は集団的問題解決のプロセスに関与できないことに強い不満を抱いており、左派が想定する以上に集団的問題解決のために政治的判断を下したいと思っている。こうした人間観は、グレーバーのアナキズム思想に由来するものだ

が、それを左派が積極的に認め、オキュパイ・ウォールストリートのような柔軟性をもった実践に結びついたとき、左派の運動は想像をはるかに超える影響力を発揮する。それまで移民排斥を訴える右派政党が席卷していたギリシャで左派ポピュリスト政権が誕生したことも、その好例だ。運動のあり方次第で状況が急激に変化する時代なのである。

占拠やジェネラル・アセンブリといった戦術を真似する必要はない。グレーバーも言うように、普遍的に有効な戦術など存在せず、それぞれの状況に応じて適切な戦術は異なってくる。しかし、オキュパイ・ウォールストリートが示した民主主義的感性から学ぶべき点は多い。すでにそれは 3・11 以降の日本の社会運動のなかにも生きている。本書は、これをさらに発展させていく視点や具体的アイデアに溢れている。社会運動に少しでも関心のある人には、ぜひ一読してほしい。

.....



院内集会：

「変貌する安全保障環境の中で生きる『専守防衛』と自衛隊の役割」

理事・事務局長 安藤 博

.....
不思議な集まりでした。自分が参加する院内集会と言えば、たいていは護憲や情報公開、秘密保護法反対などをテーマに、つまり権力者・政府が進める「戦争法制」や人権抑圧立法などに対抗する市民グループが、野党議員の紹介で議員会館内に会場をとって開催するものでした。「変貌する安全保障環境の中で生きる『専守防衛』と自衛隊野役割」と題する5月18日の提言発表シンポジウム。わたしたちく非暴力平和隊（NPJ）の集会で講師を務めてもらったこともある加藤朗・桜美林大学教授に、たまたま連休中にお会いした際に紹介されて参加したのですが、衆議院第一議員会館内の広い会議室をほぼ埋めていた約300人のなかで、顔見知りには加藤教授との会合で一緒だったNPJの大橋祐治さん以外にはほとんどいませんでした。若い女性も混じっていましたが、自衛隊関係者と思われるひとなど、国会周辺の「安倍安保法制を阻止しよう！」集会などで見かけるのとは“毛色”の違うひとびとでした。

主催者は、「自衛隊を活かす：21世紀の

憲法と防衛を考える会」（略称：「自衛隊を活かす会」）という2014年6月7日に発足した団体です。「自衛隊を否定するのではなく、かといって集団的自衛権や国防軍に走るのでもなく、現行憲法のもとで生まれた自衛隊の役割と可能性を探り、活かす道を提言すること」を基本的な目的とし、第一次安倍政権で内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）を務めていた柳澤協二・元防衛庁運用局長が代表世話人。世話人はあと二人、加藤教授と、やはりNPJの集まりにご参加いただいたことがある伊勢崎賢治・東京外国語大学教授（平和構築論）。元国連職員で、日本政府代表としてシエラレオネやアフガニスタンで武装解除を指揮した紛争地活動のプロです。

シンポジウムは、先ず柳澤代表が提言「変貌する安全保障環境の中で生きる『専守防衛』と自衛隊野役割」（<http://kenpou-jieitai.jp/index.html#tab-1>）を説明。そのあと、討論・質疑となりました。

提言の眼目は、国の生存の基盤である経済活動が国境を越えて一体化している現代世界においては「他国を武力で破壊すれば自国の経済も崩壊する。戦争という手段が非合理的になっている」ことを踏まえ



「日本のような国にとって必要なことは、紛争を未然に防ぎ、紛争が起きた場合はそれをできるだけ局地的なものに限定しながら早期に収束すること・・・専守防衛は、こうした日本の特性に最も適合した防衛思想である」という点です。

日米同盟のあり方についても提言は触れています。「議論がないままアメリカの方針に追随することは決してアメリカとの対等なパートナーシップを実現する道ではない」とし、同盟自体が相対化していく時代にあっては『血の同盟』という考えこそが、時代遅れ」と安倍首相を痛烈に批判しています。

この集まりのもう一つの「不思議」は、「提言」とは全く相いれない立場の軍事プロがゲストして招かれていたことです。元陸上自衛隊幕僚長を務めた富澤暉氏で、『専守防衛』なんてバカなこと、戦術的にはあり得ないと、提言を真っ向から批判し、安倍政権が進めている安保法制・新ガイドラインを「曖昧な『集団的自衛権解釈』・・・の不満は残るものの、全体としては『積極的平和主義』を前向きに具現化しており評価したい」とコメントをしていました。つまり「徹底討論」という集会の趣旨とはかけ離れて、言いつ放しに終わっていました。

伊勢崎氏が、(これも「提言」とはあまり関係なく)最近の国連 PKO 活動等につい

て興味深い話しをしました。

「人道支援のために内戦地など行われる国連活動で、たとえば敵対勢力の攻撃から逃げ込んできた避難民を“窮鳥”として保護した国連部隊に対して、その敵対勢力が攻撃することは、国際人権法上合法的と考えられるようになっている。即ち、自衛隊がこの国連部隊に加わっていれば、外地における戦闘行為に踏み込み、日本国憲法に違反することになりかねない。これを避けるとすれば、憲法を改正するか、初めからそうした国連活動に自衛隊を参加させないようにすべきだ」—要旨このような話しをされました。

「だからこそわたしの『憲法 9 条部隊構想』だ」と言ったのが加藤教授です。同教授は、以下のようなことを、NPJ 集会でも話されていました。

「日本の『平和国家のブランド』を毀損するようなことはすべきではない。具体的にどうすれば平和国家ブランドを守ることができるのか。ひとつは専守防衛戦略。自衛隊は専守防衛に徹し、国際協力、人道支援であっても海外に行くべきではない。

もうひとつは民間の PKO 部隊『憲法 9 条部隊』の創設だ。たとえば連合（日本労働組合総連合）の退職者で PKO 部隊を組めば、おそらく自衛隊などは足下にも及ばないような、立派な能力を持った部隊ができる。連合は 600 万人以上の組合員を抱えている。仮に 600 万人が 1 人 1 万円の平和基金を積み立てれば、1 回の献金で 600 億になる。

5・17 沖縄県民大会に参加して

辺野古浜の彼方に

会員 岡安茂祐

アジア・太平洋戦争終結 70 周年のこの年 4 月 28 日深夜(日本時間)、安倍首相はオバマ米大統領とワシントンで会談し、その前日両国外相・防衛相間で合意した「日米防衛協力指針(更新ガイドライン)」を踏まえた共同声明に署名して、「(日米)同盟を革新し、抑止力を強化し、日米両国が新旧の安全保障上の課題に長期にわたり対応していく」「役割および任務を更新するとともに、日本が地域のおよびグローバルな安全への貢献を拡大」することにより、「日米両国がグローバルな射程を有するようになった同盟を強化する中で、米国が日本における安定的で長期的な米軍のプレゼンスを基礎として、日米安全保障条約に基づく自らのコミットメント」を確約することに合意した。

1952 年にこの日付で発効したサンフランシスコ講和条約(片面講和)と日米安全保障条約(米軍占領下の沖縄を事実上米国の植民地化した軍事同盟)に匹敵する、この安倍政権の対米従属外交は、第一次安倍内閣以後着々と進められてきた「逆コース」すなわち、憲法前文と九条を中核とする戦後民主主義・平和主義を覆す、この間の一連の反動路線の新たな局面を画すものである。

講和条約の発効と引換えに米国の施政権下に置かれた沖縄に「銃剣とブルドーザー」で次々に米軍基地が拡張され、沖縄が平和な生活基盤の再建を拒否される起点となった、この「屈辱の日」に、安倍首相はこのように軍事同盟強化に合意する一方で、名

護市辺野古への新基地建設が米軍普天間飛行場移設の「唯一の選択肢」であると米国大統領との間で確認した、と会談後の記者会見で語ったのである。

沖縄県民にとっての「屈辱の日」は、実は日本国民にとっても「屈辱と悔恨の日」なのだが、沖縄県民以外の国民の社会意識ではその実感が欠落している。それは、日本が敗戦後の連合軍による占領から解放され「主権回復」を果たしたのは、沖縄の施政権が奪われ実質上米国植民地化される代償においてなされ、その独立後の日本政府の意思に基づいて、1960 年の日米安全保障条約改定、1972 年の日米沖縄返還協定により、沖縄の米軍基地が維持されてきたという事実に対峙することがないからだ。

1972 年 5 月 15 日の「沖縄県」再発足以後、今日なお日本国土の 0.6%の沖縄県に米軍基地占有面積の 73.8%があるのは、日本政府の施政の結果であり、これを支える国民の責任だという事実認識が社会意識において極めて希薄なのである。対米追従、むしろ対米従属と言ってよい日本政府の外交政策を^{ただ}糾し転換させるよりも、むしろ米軍基地の現状を専ら米国の世界戦略の帰結であるとして、結果責任の対米転嫁、対米追従に流されていくのである。

確かに米軍占領統治下の沖縄ではハーグ陸戦法規に明白に違反する基地建設と圧政が行われ、それが今日を^{もたら}齎したに違いないのだが、いま、その不当な基地にして住民の安全を脅かす危険な基地、普天間飛行場の移設先をキャンプ・シュワブに隣接する大浦湾・辺野古浜に限定し、移転経費全額

を負担し、米軍海兵隊基地として再編強化することに荷担する日本政府の安全保障政策それ自体が沖縄県民によって糾弾されていることが社会意識の焦点にならないのだ。代替新基地建設による米軍海兵隊の再編強化を、日米安保体制下の軍事的「抑止力」維持の論理によって合理化し、沖縄に対する構造的差別を伴う沖縄への過重負担と環境破壊に瞑目しようとする政府の強硬姿勢は、こうした社会意識を背景としている。

昨年7月の安倍内閣の「集団的自衛権」行使容認による安全保障法制整備方針の閣議決定以降、安全保障をめぐるマス・メディアの論議において、また、安倍内閣提出の安全保障関連法案の現下の国会審議において、「日本における安定的で長期的な米軍のプレゼンス」すなわち、沖縄にその73.8%をもつ米軍基地に依拠する日米安保体制が、真に国際平和を希求する日本国憲法体制に合致するのか、日本国主権の及ぶ領域に住む市民の平和と安全・幸福追求を増進するのかの本質的課題が等閑に付されているのは、沖縄の現実についてのマス・メディア報道のあり方が端的に示している。

辺野古浜で、キャンプ・シュワブ正門前で毎日のように繰り返されている海上保安庁と沖縄防衛局、さらには沖縄県警と米軍海兵隊による違法行為、新基地建設に反対する市民運動を暴力的に抑え込もうとする権力行使をマス・メディアは殆ど報道しない。そもそも普天間基地の返還を含む「日米SACO合意」に至る、在沖縄米軍基地の整理縮小を日米政府が協議せざるを得なくなる契機となった、1995年の少女レイプ事件

後の経緯でも、日米地位協定下の沖縄での人権蹂躪の実態に対する県民の怒りが爆発し、85,000人が集まり宜野湾海浜公園で県民総決起大会が開催されるまで、本土メディアの報道は実に貧弱・冷淡だった。

非民主的で欠陥だらけの小選挙区制選挙法によって多数与党を握り、憲法第九条を目した憲法改正を内閣の指針として公然と掲げ、集団的自衛権行使の名目による海外派兵の内閣授權法、まさに「戦争法制」を堂々と国会審議に上程し、自衛隊を指して「わが軍」と呼称するような傍若無人の発言で国会論戦を仕切っても、その支配の正当性を問われることのない安倍内閣が、「積極的平和主義」を嘯^{うそぶ}いて戦時の中東・ホルムズ海峡での機雷掃海という作戦行動の事例解説を国会で滔々と弁ずる様相、しかも、政府が特定秘密保護法の下に広範囲の公的情報の秘匿を正当化し、これを厳しく糾弾することも出来ないメディア・スクラムの様相は、いまや日本国憲法体制の危機であり、国民国家の危機と言わざるを得ない。

この社会意識のよってきたる所以を辿れば、日米安全保障条約を日本国憲法の上位に置く三権の国政のありかた、それを許してきた戦後憲政史に行き着くのだが、いま、この構造に真っ向から挑む民主主義が興隆したのである。

昨年1月に名護市辺野古への新基地建設阻止を掲げる稲嶺進市長を再選した選挙、9月に新基地建設を争点とした名護市議会議員選挙、11月には公約違反の仲井眞弘多前知事に替えて辺野古新基地建設阻止を掲げる翁長雄志知事を誕生させた選挙、そし

て 12 月に沖縄 4 選挙区すべてで新基地建設反対を掲げる候補者を当選させた衆議院議員選挙——あらゆるレベルの選挙において沖縄県民の意思は繰り返し明瞭に示されてきた。

去る 5 月 17 日に沖縄セルラースタジアム那覇で開かれた「戦後 70 年、止めよう辺野古新基地建設！ 沖縄県民大会」には 35,000 人が結集して、普天間基地の撤去と県内移設の断念を迫り、沖縄県民の意思を蔑ろにして新基地建設を進める政策遂行に「屈しない」ことを表明する大会宣言を採択した。この宣言は、2013 年 1 月に「オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去と県内移設断念」を求め、保・革を超え安倍首相に提出した「建白書」の支持勢力が、新たに翁長知事を擁して中央政府に対し県民の自治権を主張して「不屈」を誓った点において画期的内容である。

集会に招かれてあいさつに立った翁長知事の演説は圧巻だった。知事選挙公約実現のため全ゆる手段を講じるとの不退転の決意表明を、沖縄戦後の米軍政と日本政府の安全保障政策への批判に重ね、「自国民に自由と人権、民主主義という価値観を保障できない国が、世界の国々とその価値観を共有できるか」と、言外に先の日米間更新ガイドラインと日米首脳の「共同ビジョン声明」に回答したのである。しまくとぅば（琉球語）で「沖縄の人々を蔑ろにはいけませんよ」と結ぶ演説には会場内総立ちとなり、鳴り止まぬ長い拍手が送られた。

5・17 沖縄県民大会に参加した翌日早朝、私はレンタカーを駆って辺野古浜を訪ねた。

3 月下旬にキャンプ・シュワブ正門前座り込みに三日間通って以来だった。波浪は高かったがああ透明な淡青の海に屹立する海底ボーリング重機と櫓の彼方に、空と海の不分明な水平線を眺望しながら、帰途の搭乗機が目指す羽田空港上空の景観を連想した。この美しい空と海の辺野古浜に新基地を作らせまい。辺野古新基地建設を阻止し、大浦湾の豊かな自然環境と平和産業を保持・発展させることは、沖縄にとっては固より、この国の米軍基地を撤去させてゆく運動の一里塚であり、日米軍事同盟による日本国憲法の蹂躪を拒絶する闘いであること、先のアジア・太平洋戦争の惨禍を経て獲得した、東アジアの平和構築の保障としての憲法九条の「戦争の放棄」と「戦力不保持」を、原基に立ち返り、「不断の努力によって」実現してゆく闘いの展望を拓くものであることを肝に銘じた。辺野古新基地建設の阻止は、実現すれば戦後護憲運動の歴史においても画期的な成果となるであろう。

「止めよう！ 辺野古新基地建設、許すな！ 日本政府による沖縄の民意の圧殺を」のスローガンを掲げた 5・24 国会包囲ヒューマンチェーンには沖縄から上京した稲嶺名護市長や沖縄県選出の衆・参両議院の議員も交え首都圏の市民 15,000 人が参加した。沖縄県以外の選出国会議員の姿は少なかったが、1・25 国会包囲ヒューマンチェーンのときよりも着実に参加者数を増やしている。この大衆行動のリーダーたちから「安倍内閣打倒！」のシュプレヒコールが呼びかけられる日も近いと私は期待している。

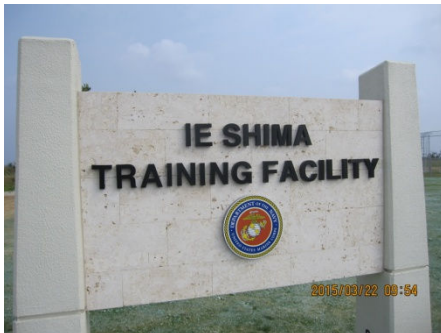
（認定NPO法人わだつみ記念館基金理事長）

伊江島での新基地建設 進む沖縄の基地強化

大畑豊

今年もまた6月23日の沖縄戦終結の日を迎えます。沖縄では3月には本島爆撃開始や渡嘉敷島での集団「自決」、4月には米軍の沖縄本島上陸があり、サンフランシスコ講和条約が発効された28日は沖縄が日本から切り捨てられた「屈辱の日」であり、5月15日は沖縄が日本に復帰した日と、沖縄では毎月のように平和や復帰、自治について考えさせられ出来事が続きます。

そして現在最も熱い課題はご存知のように辺野古新基地問題です。これについてはメディアや市民団体なども連日のように取り上げ、集会・デモも頻繁に行なわれております。この影に隠れて「沖縄の基地負担軽減」という政府の言葉とは裏腹に基地機能強化が伊江島では行なわれています。



伊江島は3分の1が米軍用地に収用されており、沖縄の縮図とも言われるとともに、「沖縄のガンジー」と呼ばれた阿波根昌鴻さんが土地闘争、反基地闘争を繰り広げたことでも知られています。

今年3月に伊江島を訪れた際にお客さんを連れて島を案内していると、真新しい巨大施設が目の前に現れました。フェンスの通路には何の表示もされていないのでわかりませんでした。表に回りますと英語で海兵隊伊江島トレーニング施設との表示がありました。作業している人に聞くと4月から使用開始をするとのことでした。

伊江島に常駐している部隊はいませんが通信施設と兵舎を兼ねた海兵隊の分遣隊施設があり、本島からやってきては訓練をして帰って行きます。その分遣隊の施設にかかる土地に「地下ダム」というのを作っていて、米軍はこれを理由に施設の移転を要求してきたのです。

水の少ない伊江島では水資源確保のために地下に壁をつくり地下水を堰き止め農業用水確保のために2004年より約250億円をかけ工事をしていました。この地下水を貯める地上部へは何の影響もなく、土地利用ができるのですが、米軍はこれを口実に移設を求め、事業主の農水省がこれを認め移転・建設費用の約15億円はすべて農水省の予算から出されます。移設といってもこの新しい施設は元の施設の2倍近い広さがあり、機能も拡充されています。元の米軍施設は50年以上前にできたものであり、言いがかりをつけて老朽化した施設の移転・建替えをさせたとは思えません。普天間の危険除去を口実に辺野古新基地をつくらうとしている論理と全く同じです。移転先は米軍演習地のフェンスの外とはいえ、もともと米軍提供用地であるということもあり、地元住民にも事前に説明は

なかったそうです。

伊江島演習場には普天間に配備されたオスプレイも訓練に訪れていますが、その着陸帯6カ所の建設に関しても地元への説明はありませんでした。映画「標的の村」で知られる東村高江では住民の抵抗により、7カ所のオスプレイ着陸帯建設予定が遅れていますが、伊江島では抵抗もなく建設されてしまいました。オスプレイ訓練により伊江島での年間訓練回数が以前の約2800回から2倍以上のおよそ7000回に増えるとされています。重さ1トンのコンクリートブロックを吊り下げて集落上空を飛んだり、20メートルほどの高さまで巻き上げる粉塵による農作物や洗濯物などへの被害、そして「超低周波」によるとみられる難聴や頭痛や不眠、牛の早産・流産なども報告されています。また2017年から配備が予定されている最新鋭F35ステルス戦闘機も伊江島で訓練が行なわれるとみられていますが外務省は「米軍の計画を地元へ説明する立場にない」と答えようとしません。

このほかにも与那国への陸上自衛隊配備など、沖縄への基地負担はますます強化されています。与那国島は人口1600人、有権者1276人で、比較的保守的な地盤で選挙でも保革の差はきわめて小さいと言われ、そんな小さな島に自衛隊員160人の配備とその家族が移住してくれば、自衛隊員らの意向が島の政治を左右してしまうことも考えられます。そもそも尖閣問題で与那国に、空自や海自でなく、陸自が必要とは思えない、冷戦後リストラを余儀なく

される陸自の生き残りのための配備ではないかとの指摘もあります。地元住民の自治への不安や沿岸監視レーダーなどによる健康への不安、そして周辺国との緊張を高め戦争に巻き込まれる可能性が高まるとして反対派住民は駐屯地の建設工事差し止めを那覇地裁に申請しました。地元賛成派も自衛隊自体を望んでいるというよりも配備による人口増や振興策に対する期待が大きいといえます。しかし原発でもそうですが、アメとして出される振興策は一時的な効果はあってもそれ以上の期待をすることはできません。そのような離島振興をエサに自衛隊配備を誘導するのは許されることではありません。

何かというと「丁寧に説明する」という安倍首相ですが、菅官房長官の「肅々と」という言葉には翁長知事の反発をかい、中谷防衛相の自衛隊配備を「予定通り進める」との発言は与那国の住民意思を無視したものです。与那国町の制定した「自立へのビジョン」が「自分たちのことは自分たちで決定」することを謳っているのはこうした地元住民が無視され、国策に翻弄されてきた歴史を続けることを強く拒否するものだと思います。



続く沖縄の被害

この原稿を書き終えようとしていた日に「沖縄米兵 8日間7人逮捕 強盗致傷、酒気帯び容疑」（東京新聞）という記事が掲載されました。20数年前に初めて沖縄に行き、地元紙を見ると毎日のように米軍による事故犯罪が載っていることに驚いたことを覚えています。これは直接的暴力であると同時に米軍が存在することによって起こる構造的暴力でもあります。政府のいう抑止力・安全保障のために沖縄は被害を受け続けます（もちろん本土でも米軍による事故犯罪は起きています）。国の安全の前に沖縄は危機にさらされています。こうした犯罪もきちんと捜査・裁判にかけられることもなく、米軍の、日本の陸海空を使った訓練も含め、やりたい放題、無法状態というイメージがありますが、実はこれは法律・日米合意に基づいて行なわれていることなのです。

その実態は『本当は憲法より大切な「日米地位協定入門」』（前泊博盛・著、編集、創元社）に詳細かつわかりやすく書かれています。米国との条約が日本の国内法より上位にあり、本当に（米国にとって）重要なことは議会の承認が必要な条約ではなく、議会承認が不要な政府間の協定や密約によって決められていること、そしてそれを決めるのが日米合同委員会であることがわかります。これを読むと日本が米国に「従属」しているのではなく「隷属」していると思わざるを得ません。ポツダム宣言が最近話題になりましたがそれと同じように日米地位協定をきちんと読むことが

日米関係についてきちんとした認識を持つ上で重要と思います。

続く抗議活動

5月17日には沖縄で「戦後70年 止めよう辺野古新基地建設！」県民大会に3万5千人が集まり、24日には「国会包囲ヒューマンチェーン 止めよう！辺野古新基地建設」に1万5千人がありました。1月25日の国会包囲は約7000人の参加でしたので倍以上の人たちが集まり、辺野古新基地NOの声は本土でも大きくなっていることがわかります。この他に防衛省前での毎月第一月曜の集会や各地での集会が頻繁に行なわれ、『標的の村』に続く辺野古基地反対や沖縄戦に関する優れた映画が『戦場ぬ止め（いくさばぬとどうみ）』『沖縄うりずんの雨 戦後70年、沖縄は問いかけろ』等続々と上映されてます。『圧殺の海—沖縄・辺野古』の監督は、なかなかメディアに流れない辺野古現地からの報告としてDVD『速報 辺野古のたたかい』（1000円）を頻繁に制作しており最新版は4-5月版です。これらの映画はミニシアターでの上映が多いので、こうしたDVDは現地の生々しい情報を得るのにとっても有用です。6月5日にあった辺野古・抗議船船長や行政法の学者を招いての集会では、辺野古新基地は必ず止められる、と力強い報告がありました。 私たちも現地のことを学ぶと共に抗議の歩みを強くしていきたいと思います。

沖縄の叫び、
「ないがしろにするな！」

安藤 博

.....

5月17日、那覇市のセルラー・スタジアムで開催された沖縄県民大会「戦後70年止めよう辺野古新基地建設！」は、3万5千人が集まり沖縄米軍基地反対闘争に新たな歴史を作るものとなりました。

同じ場所で開かれた昨年11月の知事選の翁長集会では、亡くなる直前の菅原文太氏の飛び入りが驚きでしたが、今回の県民大会では司会者が普天間高校一年の女子高生だったことに、多くの参加者がびっくりしたと現地の知り合いが教えてくれました。

大会のハイライトとなった翁長雄志知事の演説を、地元紙は以下のように伝えています、「翁長知事は声のトーンを上げ、こう結んだ。『うちなーんちゅ うしえてえーないびらんどー（沖縄人をないがしろにしてはいけませんよ）』…この日一番、まさに地鳴りのような拍手が沸き、全ての参加者が総立ちになった。沖縄への差別と犠牲を断つことを切望する民意が凝縮されて示された。県民大会は何度も開かれてきたが、かつてない光景であった。」（琉球新報社説 2015/05/18）。

この翁長演説による「沖縄県民大会」の高揚に、本土日本人の私は複雑な思いを禁じえません。自県民のことを「ないがしろにしてはいけませんよ」と演説する日本本

土の知事がいるでしょうか。翁長演説の根にあるのは、沖縄に対する本土日本の差別でしょう。

昨年11月の知事選以来、翁長氏がスローガンとしてきたのは「誇りある豊かさ」と「沖縄の自己決定権」です。セルラー・スタジアムの演説で翁長氏は普天間基地と日本政府がその移転先にしようとしている辺野古にふれて以下のように述べました。

「私が、沖縄の民意を伝えたにもかかわらず、日米首脳会談の共同会見において、安倍首相が『飛行場の危険性を辺野古建設によって一日も早く除去』と発言されました。私は強い憤りを感じております。安倍首相は『日本を取り戻す』と言っておりますが、私からするとこの『日本を取り戻す』の中に、沖縄が入っているのかと強く申し上げたいと思います。『戦後レジームからの脱却』とよく言っておりますが、沖縄に関しては『戦後レジームの死守』をしていると、私はこう思っております。」

そして、安倍政権下の日本の政治を次のように厳しく批判します。

「強調しておかなければなりません。政府は普天間基地の危険性の除去はこの問題の原点だと言っておりますが、沖縄から言わせると、さらなる原点は普天間基地が戦後米軍に強制接収されたことにあります。何回も確認を致します、沖縄は自ら基地を提供したことは一度もございません。普天間飛行場もそれ以外の基地も、戦後、県民が収容所に収容されている間に接収

され、また住所等をはじめ、強制接收されて、基地建設がなされたのであります。自ら土地を奪っておきながら、・・・『辺野古が唯一の解決策』『・・・嫌なら沖縄が代替案を』 こういう風に言うておりますが、・・・私はこのことを日本の政治の墮落だと言っているわけでありませぬ。」

沖縄を人身御供のように米軍に差し出している「日本の政治の墮落」に対して、翁長氏は「どうか日本の国が独立は神話だと言われぬように、安倍首相、頑張ってください。」と述べました。「ウチナーンチュ、ウシェーティナイビランドー」は、ないがしろにされ続けてきた沖縄人の思いが、血を吐くような言葉となって迸ったものでしょう。

わたしたちは、特に本土日本人は、なにをすべきか、なにができるか。

このニューズレターの前号（2015/2/24 発行）で、本土から沖縄に赴く費用の大きさを考えれば、いくらあっても足りない辺野古基地建設反対闘争の資金を支援するのがよいのではないかと記しました。NPJは、前年度末に続き今年度初めにもこの資金支援を行っています。

辺野古基金共同代表の呉屋守将氏は5月17日の県民大会で、基金が立ち上げから一か月で2億1千万円を超えたことについて「7割近くが本土からの送金である。この席を借りて、心から感謝申し上げる。」と述べています。目ざましい成果ですが、本土の人口が沖縄の100倍程度であることからすれば、「7割」は少ないというべきかも

しれません。

「沖縄」は、NPJが取り組むべき非暴力平和活動にとって最重要の現場です。最も効率的な支援活動として、資金援助を今後とも続けていきたいと思ひます。



.....

沖縄県民大会：決議全文 2015年5月17日

今年には戦後70年の節目の年である。私たち沖縄県民は悲惨な地上戦により住民の4人に1人が犠牲となった。戦後27年間は米軍占領統治下におかれ、日本国憲法は適用されなかった。本土復帰から43年目を迎える今も、米軍基地あるがゆえの事件や事故に苦しみ続けている。私たち沖縄県民は長年に渡り、自ら望んで持ってきたわけではない米軍基地を挟み、「容認派・反対派」と県民同士が対立し、分断され続けてきた。

こうしたなか、昨年の名護市長選挙、名護市議選挙、沖縄県知事選挙、衆議院選挙の沖縄4選挙区のすべてで、米軍普天間基

地移設に伴う名護市辺野古への新基地建設反対の圧倒的民意が示された。ところが、安倍政権は、前知事が公約をひるがえし行った公有水面埋め立て承認を盾に、民意を無視して辺野古新基地建設を「肅々と」強行している。翁長雄志県知事による海上作業の停止指示を無視し、反対する市民に対しては、海上保安庁や沖縄防衛局による過剰警備によって弾圧を加えている。また、去る4月28日沖縄県民にとっての屈辱の日には、日米首脳会談において辺野古新基地建設推進を再確認している。こうした日米両政府の姿勢は、「自治は神話だ」と言い放った米軍占領統治下の圧政と何も変わらない、沖縄県民の意思を侮辱し、日本の民主主義と地方自治の根幹を破壊する暴挙である。もはや「辺野古」は沖縄だけの問題ではない。わたしたちは今、この国の民主主義の在り方を問うている。

私たち沖縄県民は自ら基地を提供したことは一度もない。普天間基地も住民が収容所に入れられている間に建設され、その後も銃剣とブルドーザーによる土地の強制接収によって拡張されてきた。これは占領下においても私有財産の没収を禁じたハーグ陸戦法規に明白に違反するものである。国際法に違反しつづられた米軍普天間基地は閉鎖・撤去こそが「唯一の解決策」である。

辺野古新基地建設を巡るこの19年間において、今まさに正念場である。今新基地建設を止めなければいつ止めるのか。私

たち沖縄県民は2013年1月に安倍首相に提出した建白書を総意として「オスプレイの配備撤回、普天間基地の閉鎖・撤去、県内移設断念」を強く求めている。保革を超えて私たち県民がつくりあげた、この沖縄の新たな海鳴りは、沖縄と日本の未来を拓（ひら）く大きな潮流へと発展しつつある。道理と正義はわたしたちにあり、辺野古に基地をつくることは不可能である。子どもたちや孫たち、これから生まれてくる次の世代のためにも、私たち沖縄県民は決して屈せず、新基地建設を断念させるまでたたかうことをここに宣言する。

よって、日米両政府は県民の民意に従い、米軍普天間基地の閉鎖・撤去、辺野古新基地建設・県内移設を断念するよう強く要求する。以上、決議する。

2015年5月17日

戦後70年

止めよう辺野古新基地建設！

沖縄県民大会



NPJ 2014年度3月実績

2014/4/1～2015/3/31

	項目	14年度予算	15年3月実績	備考
1	参加費			
2	会費	600,000	691,000	
3	カンパ	400,000	384,000	夏季・冬季カンパ御礼
4	雑収入		374	
5	経常収入計	1,000,000	1,075,374	
6	発送配達費	64,000	61,815	NL発行:5月、9月、12月
7	給料手当	240,000	240,000	20,000/月
8	事務所賃貸料	240,000	240,000	20,000/月
9	振込料	12,000	12,680	
10	事務費	60,000	26,128	
11	旅費交通費	80,000	81,980	遠隔地理事旅費補助(15,000)
12	通信費	35,000	24,152	
13	雑費	5,000	6,432	
14	広報費	134,000	40,500	WEB管理費
15	活動支援費	260,000	199,260	注1参照
16	会場費	20,000	0	
17	講師費用	40,000	43,300	注2参照
18	予備費	40,000	0	
19	経常支出計	1,230,000	976,247	
20	当期経常収支過不足	-230,000	99,127	
21	前期繰越剰余	300,000	308,081	
22	今期経常繰越剰余金	70,000	407,208	
23	特別収支			
24	前記残高	2,277,310	2,277,310	
25	今期支出			
	インターン派遣支援	700,000	0	
26	特別収支残高	1,577,310	2,277,310	
27	未払金		36,328	
28	残高合計 (22+26+27)	1,647,310	2,720,846	

注1：浜邊ふう：サラエボ平和会議旅費時補助（50,000）、東京報告会交通費（28,100：6月29日集会）、NARPI賛助金（30,000）、いわき平和の集い賛助金（5,000）、沖縄辺野古・高江支援（50,000）丸木美術館アメリカ展基金カンパ（20,000）、JeyaMurugan報告会（16,160）

注2：Laiさん（10,000：5月21日集会）、田村あずさ交通費補助（5,000：9月20日集会）、翻訳費（8,300）、原民樹報告会（10,000）、Jeya通訳費（10,000）

2015 年度活動方針

理事・事務局長 安藤 博

．．．．．

＜非暴力平和隊日本＞（NPJ）は、非暴力平和隊（NP）本隊の機構改革（ガバナンス改革）を一つのきっかけに、前年度からいわゆるNonpartisanshipの狭い枠に捉われることなく非暴力平和の活動をより積極的に進めようとしています。Nonpartisanshipは、紛争地での活動に必要な入国ビザ取得の方便としては遵守すべき原則で、“表だって政府に盾つくようなことはしない”の旨としていたわけですが、「そんなことを言うてはいられない」のが、安倍晋三氏が首相官邸に出戻ってきて以来の日本です。日本という国を、戦前同様、戦争で殺し殺される暴力の当事者にしようとしている、非暴力平和活動が、フィリピン、アフリカなど遠い「南」の地ではなくわたしたちの足元でこそ必要になってきたからです。

同時に、新しい活動展開を行おうとしている NP 本部との連携を深め、紛争地活動への支援に力を入れます。これらの活動を、将来の NP 活動を担う若い世代に継承していくことに意を用いながら、2015 年度の活動計画を以下のように立てています。

積極的平和活動

- ・憲法学者など多くの学者・専門家が憲法違反としている集団的自衛権行使等の安保法制を安倍政権がごり押ししていることに対しては、他の平和活動団体と連携し様々な機会に批判の声を挙げていく。
- ・国内の主要な暴力現場は米軍基地の暴圧にあえぐ沖縄であり、辺野古基地新設阻止

等の活動に対する資金支援を、2014年度に続き2015年度も行っていく。

NP との連携強化

- ・各年度の NPJ 会費収入の 10%程度を NP の紛争地活動への支援金として送ることを考える。
- ・NP ガバナンス改革で「メンバー団体」に代わってつくられた「NP アライアンス」に加入することとし、その年会費を支出する。
- ・NP 本部事務局へのインターン派遣を検討する（後述する「世代交代」のためでもある）。
- ・NP 設立メンバーの一人であるメル・ダンカン氏を招聘する。ベトナム徴兵拒否や豊富な平和活動の経験を持ち、最近では NP のシリア・プロジェクトを主導している国際的リーダーで、日本政府の集団的自衛権行使への動きに対し、9条の理念をもとにした紛争解決／予防活動の道筋を示してもらう。

世代交代

- ・NPJ 主催の講演／討論集会には、努めて若者を講師として活用し、また NPJ の定例理事会等の会議にオブザーバーとして参加を求め、将来リーダーとして団体を支えてもらう備えをする。
- ・国際会議参加の機会を与えることも考えており、2015 年度は君島代表が発足以来 NPJ を代表して中核メンバーとなってきた＜武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ＞（GPPAC）の東北アジア会議が開催される際、同代表の随行者としてこれに参加させる。

NPJ 2015年度予算

	項目	14年度予算	14年度実績	15年度予算	備考
1	参加費				
2	会費	600,000	691,000	600,000	
3	カンパ	400,000	384,000	400,000	夏季・冬季カンパ御礼
4	雑収入		374	0	
5	経常収入計	1,000,000	1,075,374	1,000,000	
6	発送配達費	64,000	61,815	64,000	NL発行:5月、9月、12月
7	給料手当	240,000	240,000	240,000	20,000/月
8	事務所賃貸料	240,000	240,000	120,000	10,000/月
9	振込料	12,000	12,680	12,000	
10	事務費	60,000	26,128	30,000	
11	旅費交通費	80,000	81,980	90,000	
12	通信費	35,000	24,152	30,000	
13	雑費	5,000	6,432	7,000	
14	広報費	134,000	40,500	144,000	
15	活動支援費	260,000	199,260	440,000	
16	会場費	20,000	0	20,000	
17	講師費用	40,000	43,300	40,000	
18	予備費	40,000	0	40,000	
19	経常支出計	1,230,000	976,247	1,277,000	
20	当期経常収支過不足	-230,000	99,127	-277,000	
21	前期繰越剰余	300,000	308,081	308,081	
22	今期経常繰越剰余金	70,000	407,208	31,081	
23	特別収支				
24	前記残高	2,277,310	2,277,310		
25	今期支出				
	メルダンカン招待	700,000	0	700,000	
26	特別収支残高	1,577,310	2,277,310	1,577,310	
27	未払金		36,328	0	
28	残高合計 (22+26+27)	1,647,310	2,720,846	1,608,391	

2015 年度予算について :

理事 大橋 祐治

.....

いよいよ NP アライアンスに参加をコミットした 11 のメンバー団体で NP アライアンスが具体的に始動した。詳細については「NP アライアンスの現状について」を参照ください。2015 年度は NP 支援活動支援関連支出を予算化しました。今年のトピックスは何と言っても NP 創設者の一人であるメル・ダンカンの招聘です。ぜひともこの機会に NP の活動である非武装市民平和活動 (UCP) についての日本で啓蒙が成功するよう最善を尽くしたいと思います。以下、主要費目について説明いたします。皆さまのご理解ご支援をお願いいたします。

.....

1. 活動支援費の主な支出

(1) NP 関連

①NP 支援 60,000 円 :

今後、会費 (600,000 円) の 10% を目途に NP の支援に充てる

②NP ポスト・コンフリクト支援 60,000 円 :

パイロット・プロジェクトとして NP が活動を開始したスリランカは、今年 1 月の政権交代により民族和解が重視されるが政権基盤は脆弱である。ICU 留学中の元 NP フィリピン代表 Jeya Murugan (タミル) が企画するプロジェクトで NPJ 支援にふさわしいものがあれば支援する

(2) NARPI (ナルピ) への支援 30,000 円

.....

NARPI (: 東北アジア地域平和構築インスティテュート : Northeast Asia Regional

Peacebuilding Institute) は、東北アジア地域に根差す市民社会の平和創造の力をより強めることを目的に、毎年当地域のどこかの市において、実践的平和トレーニングを提供するために 5 年前に設立、2010 年、広島でパイロット企画を実施、2011 年第 1 回夏季平和実践トレーニングを韓国・ソウルと非武装地帯 (DMZ) にほど近いインジェ (隣蹄) において開催、日本、中国、韓国他 8 カ国から 50 名近い参加者があった。昨年は南京で実施した。NPJ と理念・目標などで共通しており、また、NPJ の理事の奥本京子 (大阪女学院大学教員) が日本側の代表でもあり、設立当初より NPJ は支援している。今年はウランバートルで実施。

(3) GPPAC 参加支援 100,000 円

.....

GPPAC/NEA (Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict=武力紛争予防のためのグローバルパートナーシップ) : 2001 年、国連のアナン事務総長が紛争予防における市民社会の役割が大切だとの呼びかけに応じて発足したプロジェクトで、欧州紛争予防センター (ECCP) を国際事務局とし、世界各国の NGO が参加。東北アジア地域 (NEA) では日本、韓国、香港などの NGO によって 2003 年に「地域プロセス」を開始。日本の NGO ピースポートが事務局となり、NPJ もメンバー団体として加入。中国、モンゴル、ロシア、北朝鮮も参加、これまでウランバートル、北京、ウラジオストックなどで開催された。君島共同代表、安藤事務局長が参加 (費用は自

2015 年 NPJ 総会・理事会 報告

大畑豊

●日時：2015 年 3 月 28 日（土）

●場所：文京シビックセンター

●主な議決事項・議論

<活動提案>

○ 組織としての世代交代を常に念頭におき、理事に関しても世代交代を促進していきたい。これは団体の名称変更にも関連していることは前回の理事会でも議論された。

そのためにも若者にも参加しやすい活動や、若者が中心となった団体との交流等を検討していく。沖縄・辺野古の活動においても多くの若者が参加している。若者の非暴力ということに対する関心は高いといえる。

○ 東京事務所と関西では距離が離れているので、関西独自の活動を行なっていくことも検討する。現在の公開された NPJ フェイスブックの他に、会員専用のフェイスブックをつくり、会員間の交流を促進していく。現在のメーリングリストへの投稿が届かないこともあると理事から発言があり、それを補完するためにもフェイスブックの活用が有用と考える。

○ 集団的自衛権に向き合うためには、非暴力直接行動の高唱そして実践が必要。そのために、規約を改正し、これを、年度の～中期的な活動計画の中で具体化する必要がある、との提案があったが、その内容は改正しなくてもできる活動内容である

ので、規約改正は行なわない

シンポジウムや勉強会などを具体的プロジェクトを企画することが大事。一方、日本の平和主義が曖昧になってきており「非武装防衛」の旗幟を鮮明にするためにも規約に入れたい、との提案者意見が出された。

○ NPJ フェイスブックへの理事の投稿を促進する。

閲覧数が 100～200 人台にとどまっているので、『読みたくなるような』記事を理事の義務として、例えば週 1 通は投稿してほしい、との提案は了承された（各理事がどのような順番で投稿し、それをどのように NPJ フェイスブックに掲載するかにつき、明確にする必要あり）。

○ NPJ が団体として NP アライアンスに参加する。

年会費として 50 ユーロ（約 6000 円）を支出する。このほかできればインターン派遣も検討したい。

○ GPPAC/NEA の運営委員会会議（2015 年は、6 月にウランバートルで）に NPJ から代表として出席する君島 NPJ 共同代表に、NPJ から若者一人を同行させることとし、そのための渡航費を補助する（10-15 万円）。

○ メル・ダンカン氏講演会

NP 設立メンバーであり、最近ではシリアプロジェクトを主導、ベトナム徴兵拒否や豊富な平和活動の経験を持っている。日本政

府の集団的自衛権行使への動きに対し、9条の理念をもとにした非武装・非暴力による紛争解決／予防への道筋を示してもらう。他団体との共催。企画案を君島が立案する。

○ スリランカのポスト・コンフリクトに対するNPJとしての支援（ジャヤ氏提案をもとに検討）

○ 沖縄の辺野古、高江で行われている米軍基地増設に反対する非暴力抵抗活動を支援するための資金カンパを行う（2014年度分として50,000円を決めているのにつき50,000円）。

<事務的事項>

○ 2014年度会計報告

2月末までの実績から推定すると2014年度の収入は予算通り100万円の予定。支出はウェブ管理費の節減等もあったが、NPの機構改革の途上にあり、NPJが新たに参画するNPアライアンスの構想の進展が遅れているためにNPへの支援の具体化が定まらなかったこと、その他国内でのNPJの活動の展開が不十分であったことなどで支出は予算の123万円を下回り、約30万円余の繰越が見込まれる（以上経常収支）。特別収支では、インターン派遣が実現しなかったため70万円の支出は発生しなかった。

○ 2015年度の予算

総会での活動計画に従って編成する。収入は100万円を予定し、支出では事務所賃

賃料が月額2万円から1万円に減額されるので年間12万円の節約となる。

これらを勘案すると、固定的経費は約60万円で、差し引き40万円を活動支援費などに経常会計から支出できる。このほかに前年度実施されなかったインターン派遣費70万円の活用が可能。

40万円の活動資金は今後の検討を待って諸活動に配分することが決定された。

<NPアライアンス加盟関連について>

NPアライアンスについては、昨年6月サラエボでの有志会議以降あまり進展がありませんでしたが、今年3月に入ってNPIの総務担当Outiから現状の説明がありました。

最初のNPアライアンスメンバーが固まった段階で具体的なアクションがとられるものと思います。特に事務局（欧米のメンバーのボランティア中心？）と専従の事務員（パートタイム：Outiのアイデア）に関する構想が決まらなないと動けないと思います。

- ・ 個人会員の加入：これから働きかける
- ・ NPアライアンスのウェブサイト立上済
- ・ 会費→€50（6000円/年）

当初案の事務局やパートタイマー採用を考慮すると、この程度の会費でやれるのか疑問あり。

・NPアライアンスの運営方法は事務局を立ち上げた後の議論となる。

注記：「NPアライアンスの現状について」を参照ください。



Nonviolent Peaceforce

非暴力平和隊の理念と活動に賛同・支援して下さる個人および団体を会員として募集しています。入会のお申込みは、**郵便振替、銀行振込、非暴力平和隊・日本のウェブサイトの入会申込ページ**をご利用くださいますようお願いいたします。

● 正会員 (議決権あり)

- ・ 一般個人: 10,000円
- ・ 学生個人: 3000円

* 団体は正会員にはなれません。

● 賛助会員 (議決権なし)

- ・ 一般個人: 5000円 (1口)
- ・ 学生個人: 2000円 (1口)
- ・ 団体 : 10,000円 (1口)

■ 郵便振替: 00110-0-462182 加入者名: NPJ

* 通信欄に会員の種類を(賛助会員の場合は口数も)ご明記ください。

銀行振込: 三井住友銀行 白山支店 普通 6622651 口座名義: NPJ代表 大畑豊

* 銀行振込をご利用の場合は、お手数ですが電話・ファックス・メールのいずれかを通じて入会希望の旨、NPJ事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

ウェブサイトからのお申込み: http://np-japan.org/4_todo/todo.htm#member

【編集後記】NPのメンバー団体であった11の団体がNPアライアンスに参加をコミットして、いよいよNPアライアンスがスタートすることになりました。事務局を立ち上げ、団体・個人のアライアンスメンバーを増やしながら運営体制も確立し、NPIへの支援を通して非武装の市民による平和維持活動(UCP)をグローバルに広めていくこととなります。メル・ダンカンのアメリカ議会証言にあるように、UCPは世界を長期的平和へと導く唯一の方策です。

NPJはどのようにNPIを支援すればよいか？
NPIのミッションとフィールドでの活動、即ち、非武装の市民平和活動が唯一紛争の根源的な解決策であることを根気よく広めていくことではないかと思えます。アメリカのNP連合の中部支部では、企業の基金などの財政的支援を得て、高等学校や教会でNPIのフィールド活動を紹介し、非暴力、非武装紛争のトレーニングを行っているそうです。来年1月のメル・ダンカン招聘をぜひ成功させましょう。(Y.O.)

